

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

(福) 静岡県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18129

SK2021136

SK2021137

③施設の情報

名称：児童養護施設まきばの家	種別：児童養護施設
代表者氏名：小久保 秀樹	定員（利用人数）： 17名
所在地：静岡県袋井市山崎 5902-169	
TEL：0538-23-0770	ホームページ： http://www.denmark-bokujyo.or.jp
【施設の概要】	
開設年月日：平成19年3月	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人デンマーク牧場福祉会	
職員数	常勤職員： 25名 非常勤職員 6名
有資格職員数	社会福祉士 3名 管理栄養士 1名
	保育士 9名 栄養士 2名
	心理士 1名 児童指導員 8名
施設・設備の概要	個室の割合 100% 各生活棟にキッチン、食卓あり

④理念・基本方針

- (1) 人として大切にされる命である
- (2) 喜びや悲しみを分かちあう
- (3) 安心できる生活
- (4) よく食べ、よく遊び(学び)、よく寝る
- (5) それぞれの違いを受け入れる

⑤施設の特徴的な取組

幼児以外の全員に個室が提供され、利用者の希望に沿った居室が整備されており、各ユニットの食堂で食事をするなど家庭に近い環境となっています。施設は広大なデンマーク牧場の一端に位置し、地域小規模施設への移行を考慮した運営が行われています。職員は各種の研修に積極的に参加し、エルダー制度により人材育成を図ってい

ます。また、地域の行事への参加、施設への地域住民の招待などにより、地域との交流を積極的に行うとともに、アルバイトを奨励し、社会の仕組みやルール等を学ぶ機会を確保しています。されに、隣接する精神科診療所の協力により、様々な課題を持つ子どもたちへの医療的サポートが行われています。

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月17日（契約日） ～ 年 月 日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦ 総評

◇特に評価の高い点

- * 県、市、地区の関係団体協議会に施設長等が出席し、施設を取りまく経営環境の課題を把握・分析し、長期計画や事業計画をマニュアルに沿って職員が参加して作成し、職員や子ども、保護者に周知しています。
- * ユニット毎に職員会議や子どもの面接などを行い、自立支援計画を基に短期目標の振り返り、改善状況を確認するなど、養育・支援の質の向上を組織的、計画的に取り組んでいます。
- * 施設長は自らの役割と責任を明記し、職員会議やメール配信、広報紙を用いて周知しています。また、養育の質の向上及び経営の改善や業務の実働性を高める取組に指導力を発揮しています。
- * 人事基準は法人が定め、将来像が描ける自己申告を基に、人事考課・評価を行っています。また、職員のキャリアアップ及び行動指針を用いて人材育成に努めるとともに、長期休暇を計画的に取得する仕組みを取り入れるなど、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。
- * 職員の自己申告を基に、月に1回の先輩との振り返りで進捗状況を、年1回の面接で目標達成度を確認し、職員の経験や習熟度に配慮したエルダー制度などにより、職員一人ひとりの質の向上に向けた体制が確立しています。
- * 運営の透明性を確保するため、外部の専門家による監査支援を行うとともに、ホームページを用いて情報を公開しています。

◇改善を求められる点

- * 保護者に対する、事業計画の内容や苦情解決の仕組みを周知する取組や、養育・支援の開始・過程における説明と同意の取得についての取組が十分ではありません。
- * 自然災害における事業継続計画を定め、子どもの安全を確保するとともに養育・支援を継続するための事前準備・事前対策を講じることが求められます。
- * 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、それに基づいた養育・支援の実施が求められます。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

日々、職員が精一杯奮闘していることに対して、個々の項目において高い評価をいただいたことは、大変ありがたく思います。

児童養護施設の職員は、どんな苦境においてもそれを笑い飛ばしてしまうぐらいの大らかさと、同時に子どもたちの心の綾を敏感に感じ取ることができる繊細な感受性が求められています。

さらに職員は、虐待を受けた子どもたちの怒りを、そして哀しみを丸ごと受け止めながら、ある時は叱り、ある時は共に泣き、ある時は淡々と聞き流したり・・・、こんな度量さえ要求される職場でもあります。だからこそ、何よりもその最前線にいる職員をいかにサポートできているのかが施設には厳しく問われています。

前回の第三者評価を受診して以降、さらなる取り組みを行ってきました。内外の研修に参加して研鑽を積むと同時に、マニュアルの整備と一貫した養育の取り組みを積み重ねてきましたが、まだまだ十分ではありません。当法人が管理しているデンマーク牧場を大いに活用し、子育ての土壌を作り出したいと考えています。

⑨ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表す

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念・基本方針は適切に文章化されパンフレットやホームページ等に記載している。また、施設の入口に掲示し、ルールブックにも分かりやすく記載して子どもや保護者等への周知が図られている。年度初め及び年度途中の職員会議において周知状況を確認している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> 静岡県児童養護施設協議会及び市要保護児童対策地域協議会、笠原地区まちづくり協議会などに施設長等が出席し、施設を取りまく経営環境や課題を把握し、分析している。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<コメント> 経営状況や組織体制、設備等について、法人の経営会議、管理会議で課題を明らかにして共有し、年 2 回の職員会議で職員に周知している。養育・支援の内容のばらつきに対しては、きめ細かくマニュアルを作成して改善を図っている。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針の実現に向け、地域小規模児童養護施設及び児童発達支援センター、児童家庭支援センターの整備計画など、中・長期計画が具体的に策定され、収支計画も策定されている。さらに、定期的に見直しを行っている。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画及び収支予算には中・長期計画の内容が反映されており、職員数や会議の開催回数などにおいて数値目標を示し、実施状況の評価を行える内容となっている</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画は時期や参加職員を明示したマニュアルの手順に沿って作成され、進捗状況は管理会議で評価・見直しを行われ、半期に一度は職員会議において職員に周知している。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画はパネルを用いて施設内に掲示し、子どもや保護者に周知している。また、子どもへはユニット毎にライフブックを用いて分かりやすく周知している。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>ユニット毎に職員会議を毎月1回開催し、自立支援計画書を基に短期目標の改善状況を確認している。また、自己評価を毎年行い、職員の振り返りを基に養育支援の質の向上に取組んでいる。さらに、第三者評価で明らかになった課題等が改善されている。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a

<p><コメント></p> <p>職員の振り返りを基に課題を明確にし、ユニット会議や子どもとの面接などを行い、自立支援計画に反映させて短期目標を設定するなど、改善の取組を計画的に行っている。</p>

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、自らの役割と責任を運営規程及び事務分掌で明確にし、職員会議やメール配信で周知している。また、施設内の広報紙「大地」にも役割等を掲載している。さらに、非常災害対策計画及び新型コロナウイルス事業継続計画に施設長が不在時の対応が明確化されている。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は遵守すべき法令等を理解しており、研修会に積極的に出席し、会議等で職員に周知している。特に、児童福祉法改正の動向について情報収集を行い、職員に周知し、その対応に向けて活動している。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員の自己評価を基に養育・支援の現状分析を行うとともに、新たにコンピテンシー評価を導入するなど、質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるため、人事、労務、財務等の分析を行い、運営会議に諮っている。また、地域小規模施設への移行等を考慮して勤務表の作成方法を変更するなど具体的に取組み、指導力を発揮している。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
--	--	---------

Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>毎年職員の意向調査を行い、職員のキャリアアップ及び行動指針を用いて人材育成に努めている。事業計画に必要な職員確保に向けて求人活動を行っている。新たに小規模グループケア加算及び里親支援専門相談員加算を活用するなど、人員体制の充実に努めている。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像等」を管理規定や就業規則で明示するとともに行動指針として示し、職員の意向や自己評価を基に人事考課・評価を行っている。また、人事基準は法人において定められ、職員に周知している。</p>		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>毎年、自己申告を基に個別面接を行い、就業状況や意向の把握に努めている。また、福利厚生においては、全国規模の組織に加入して総合的なサービスを受けられるようにしている。処遇加算や職務手当などで処遇改善に努めている。さらに、有給休暇の取得に関しては、長期休暇を計画的に取得する仕組みを取り入れるなど、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人ひとりの目標管理のため、毎月1回自己申告を基に先輩職員との振り返りを行い、目標に向けた進捗状況の確認を行うとともに、年1回の面接において目標達成度の確認を行うなど、職員一人ひとりの育成に取り組んでいる。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員が取得したい資格等を自己申告し、教育・研修計画に基づいて教育等が実施されている。また、研修委員会で検討した結果から、権利擁護、同和問題、性教育等を新たなテーマとして取り入れるなど、研修カリキュラムの見直しが行われている。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設は職員の専門資格の取得状況等を把握しており、職員の経験や習熟度に配慮したエルダー制度などOJTが適切に行われている。また、年度末に次年度の研修参加の意向を聴</p>		

取し、目標の達成に向けた研修を受講できるよう配慮している。グループリーダーを中心にスーパービジョン体制が確立している。		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習生等の養育・支援に関わる専門職の育成に関しては、ソーシャルワーク実習と保育実習を想定して目的を明示したマニュアルを作成している。学校と連携してプログラムを整備し、実習期間中にも継続的な連携が維持されている。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>法人・施設の理念、基本方針、養育・支援の内容、事業計画等、苦情の対応状況や第三者評価の結果をホームページで公開している。また、広報紙「大地」を用いて地域へ向けて活動状況を報告するなど、運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>施設の事務・経理等に関するルールは法人で定められ、事務分掌と権限・責任を明確にして職員に周知している。また、内部監査を定期的に行うとともに、外部の専門家として税理士による監査支援が行われている。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方について基本的な考え方を運営規程にて文書化しており、地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。施設や子どもへの理解を得るために、笠原地区まちづくり協議会における青少年育成部会に参加し意見交換を行っている。また、学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明	b

	確にし体制を確立している。	
<p><コメント> ボランティア受入れに関する基本姿勢をマニュアル及び子どもに関わる上での留意点で明文化しており、地域の学校教育等への協力についての基本姿勢は運営規程で明文化している。ボランティアに対する支援としてオリエンテーションを行っているが、子どもと交流を図る視点での研修としては十分でない。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2) ① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント> 当該地域の関係機関・団体について、社会資源を明示したリストを作成している。関係機関・団体と定期的にまきばの家に関わる関係機関による連絡協議会を開催し、共通の問題に対して、解決に向けて取組を行っている。また、子どものアフターケアとして、周辺地域の約40の企業で就業を支援する会「みちしるべ」を組織し、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3) ① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p><コメント> 要保護児童対策地域協議会、笠原地区福祉推進委員会、まちづくり協議会等の参加により、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めているが、地域住民に対する相談事業などを通じた、多様な相談に応じる機能、体制としては十分ではない。</p>		
27	II-4-(3) ② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント> 地域の子どもを招きデンマーク牧場の動物たちと交流を図る「酪農教育ファーム」の取組など、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施しているが、地域コミュニティの活性化やまちづくりにつながるような取組については十分でない。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1) ① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント> 各職員に配布している養育の手引きの中で、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p>		

<p>子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されており、施設で勉強会・研修を実施している。月に1回実施している職員会議で状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント> プライバシーに配慮した養育・支援が実施されていることを支援記録で確認した。子どものプライバシーを守るよう生活スペースは個室を用意するなどの工夫を行っているが、プライバシー保護についての規程やマニュアルの整備が十分でない。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント> 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料(パンフレット、生活の流れ)を準備し、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。見学等の希望に対応しており、子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント> 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。自立支援計画票には本人と保護者の意向を記入する欄があり、養育・支援の開始・過程においては、子どもの同意を得たうえでその内容を書面で残しているが、保護者の同意については十分でない。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント> 直近の退所児童について記録等を確認し、施設退所後も施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置しており、相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した引継ぎ文書を定めておらず取組が十分でない。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント> 子どもの満足等を把握する目的で、1日の生活の中で個別の時間を設けて相談面接や聴取等が行われている。把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等の取組が十分でない。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		

34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員が設置され苦情解決の体制が整備されており、各棟に相談ポストを設置するなど、子どもが苦情を申し出しやすい工夫を行っている。苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示されているが、資料を保護者に配布しておらず取組が十分でない。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>相談ポストの設置や個別の相談面接時間の設定など、子どもが相談する際に、複数の方法や相手を自由に選べることを説明した文書を作成し、子どもや保護者等に向けて文書の配布や掲示等の取組を行っている。意見を述べやすいスペースとして、生活棟とは離れた管理棟に場所を確保するなど環境に配慮している。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>相談や意見を受けた際の対応策の検討等について定めた相談ポスト対応マニュアルを整備し、意見箱を設置して子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。把握した相談や意見、対応についてはすこやか日誌(児童記録管理システム)で記録・共有を行っている。意見については月1回のユニット会議で検討し、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われており、対応マニュアルの見直しも年1回行われている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>事故発生時の対応と安全確保について、事故防止マニュアルにて手順等を明確にし、職員に周知しており、ヒヤリハット・事故報告にて事例の収集が積極的に行われている。職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っているが、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制整備が十分でない。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対策について、委員会を組織して管理体制を整備しており、対応マニュアルを作成して職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。法人内の看護師を講師として、感染症の予防や安全確保に関する勉強会を開催している。感染症の予防策が講じられ、発生した場合には対応が適切に行われている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p>		

防災マニュアルにおいて、災害時の対応体制が決められており、子ども及び職員の安否確認の方法が決められている。食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて整備している。感染症(新型コロナウイルス)に係る事業継続計画は定めているが、自然災害における事業継続計画は定めておらず、取組が十分でない。

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>養育の手引きにおいて標準的な実施方法が文書化されており、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。また、支援の手引きについては、職員会議で読み合わせを行い職員に周知徹底するための方策を講じているが、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを確認する仕組みが十分でない。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の手順において、標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が定められており、ユニット会議で検証・見直しが定期的実施されている。検証・見直しにあたっては、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されており、会議には児童相談所も参加するなど、さまざまな関係者の意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援計画策定の責任者を設置し、リーダー、グループリーダー、主任、家庭支援専門相談員など、自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種の関係職員による合議を行っているが、アセスメント手法の確立について十分でない。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援計画については、見直しを行う時期として年2回(6月、12月)と定めており、ユニット会議や職員会議での検討と共有など、組織的な仕組みを定めて実施している。見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めるなどの取組が十分でない。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が	a

	適切に行われ、職員間で共有化している。	
<p><コメント> すこやか日誌(児童記録管理システム)により、子どもの身体状況や生活状況等を記録しており、自立支援計画に基づく養育・支援が実施されている。また、すこやか日誌の入力マニュアルを定め、記録作成や職員への指導等の工夫をしており、必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。すこやか日誌内の情報は全ての職員が閲覧することができ、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><コメント> 「個人情報の取り扱い」及び「個人情報保護規程」により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めており、記録管理の責任者が設置されているが、個人情報保護の観点における研修の実施が十分でない。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント> 入所児童権利擁護基準及びガイドラインに沿って、子どもの意見表明の機会の確保や不適切な関わりの防止に対する体制が整えられている。また、外部研修を通して職員が権利擁護について学ぶ機会を確保している。子どもへの権利の伝え方の工夫、職員の勉強会、権利の4本柱、データ管理の取組状況はすこやか日誌(児童記録管理システム)に記録され、確認、共有できる。</p>		
A—1—(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p><コメント> 毎週金曜日の夜間にまきば会(子どもの意見を聴く場)を開催し、権利についての話し合いをすることで、自己や他者の権利について理解を促し、互いに思いやりの心をもって接するよう日常的に支援している。研修報告を通して職員間で理解が図られている。子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことを伝えているが、理解の程度をどのように確認するかについて課題となっている。</p>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの発達状況や家庭状況等に応じ、タイミングに配慮して、生い立ちを振り返る取組を行っている。一人ひとりの誕生日に写真と職員のメッセージつきの色紙を渡している。また、子どものアルバムを作成し、成長の過程がわかるよう工夫がされている。</p>		
A—1—（4） 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>被措置児童虐待防止マニュアルに基づいて、不適切なかかわりの防止と早期発見、対応のための体制が整えられている。権利ノート等を通して、子ども自らが訴えることができるよう説明がされている。</p>		
A—1—（5） 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入所時の不安の軽減や生活の連続性を鑑み、児童相談所と連携し、アセスメントを踏まえて入所初日の食事など配慮されている。退所後にも、施設の行事に誘う等の配慮をしている。児童相談所・生活支援課・医師・児童指導員・ファミリーソーシャルワーカーで構成される退所前検討会によって退所後のフォローアップも含め話し合いがなされている。</p>		
A⑥	A—1—（5）—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>退所後も相談できる窓口があることを説明している。公的制度による支援のほか、就労先も含めた関係機関と連携し、相談体制を整備して対応している。退所後も地域行事への参加を通じた交流会の機会を設けている。本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先、警察等からの連絡によって支援を行っている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1） 養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p><コメント></p> <p>施設全体で、子どもが表出する感情や言動について受容的・支持的な態度で寄り添い、理解するよう努め、子どもと共に課題に向き合って支援している。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を	a

	いとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	
<p><コメント></p> <p>子どものニーズを細やかに把握できる人員体制を整備し、外出支援や部活がある子どもへの食事時間の変更など柔軟に対応している。また、子どもの不安軽減のために、必要に応じて宿直者が夜間の相談対応も行っている。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもの意思表示の場が設定されている。小規模棟では、こども会議を行い、KJ法を用いたグループワークで子どもの自主性を高める取組をしている。電車・バスに乗る練習やスマートフォンの使い方講座等を通して、子どもが自ら判断し学ぶ機会を確保している。しかし、子どもが主体的に問題を解決していくための見守りと、助言や指導のタイミングが課題となっている。</p>		
A⑩	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>静岡学習支援ネットワークの大学生ボランティアと職員が協働してオンライン授業を開催するなど、地域の社会資源である学習ボランティアを活用しているほか、子どもの発達状況や学力に応じて夏休みに学習塾に通っており、学びを支援している。近隣の公園の情報提供がされており、施設内にはピアノを設置するなど子どもの遊びに関するニーズに応えられるよう工夫している。</p>		
A⑪	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>地域の子ども会や祭典、地域主催の SNS 講習会に参加しており、地域社会への積極的な参加から社会性を習得する機会を設けている。生活の決まりについては、子ども同士や子どもと職員が話し合いの場を設けている。子どもが社会生活をいとなむ上で困らないように、電話対応やパソコン操作等の支援を行うとともに、高校生のアルバイトを支援するなど、社会に適応できるよう支援がされている。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑫	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>子どもと食事についての会話を多く交わし、食を通じたコミュニケーションを行うとともに、嗜好を把握する取組が行われている。日常的な食事の準備は職員が行うが、誕生日会の際は、希望に沿って一緒にケーキをつくるなど、食事が楽しくなるような工夫をしている。食育として、食物の栽培や牧場での畜産を通じて命について学ぶ教育を実践している。</p>		

A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
<p><コメント></p> <p>小学生には好みに合わせて衣服を用意し、中高生からは一緒に衣類の買い物に行き、また、インターネットショップで一緒に選ぶことで、自己選択や自己表現ができる機会が設けている。</p>		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
<p><コメント></p> <p>環境整備のきまりが施設内に掲示されており、子どもが朝出かける前に一緒に掃除をして生活習慣を身につけられるよう支援している。安全ルールを設けたうえで、一人ひとりに個室を確保し自分の部屋以外には立ち入りができないようにすることで、自由に過ごす時間を大切にしている。個室についても、子どもと担当職員と一緒に整理整頓を行っている。</p>		
A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>嘱託医や医療機関と連携し、健康上特別な配慮を要する子どもへの対応が十分にされている。服薬をしている子どもについては、チェック表を活用して適切に服薬管理を行っている。薬について外部講師を招いた勉強会を実施し、知識を深めるために取組んでいる。</p>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>普段の生活の中で日常的に話をして、タブー視しないようにしている。子どもの年齢・発達の状況に応じた性教育プログラムを実施している。職員は、外部研修や内部の学習会を通して正しい知識を身につけるとともに、子どもに対する支援のあり方等について検討している。</p>		
A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>トラブル発生時マニュアルに基づき、子どもの行動上の問題に対応している。児童相談所、教育機関、専門医療機関等と連携して子どもたちに対する助言・指導面接を行い、子</p>		

<p>どもの訴えを受容しながら行動上の問題の要因を分析し、事態の改善に努めている。職員のメンタルヘルスを考慮し、暴力を受けた職員は一時的に子どもとの距離を置く等の職員相互の支援体制を整備している。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント> 問題の発生予防のために、各会議において施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行う体制を構築している。子ども同士の関係性に配慮して生活グループを構成している。あだ名がいじめにつながる場合があることを指導して防止に努め、暴力や不適切な行動をとる子どもへの対応として、「悪いことは悪い！」と毅然と伝えるなど、他人に対する接し方について意識づけしている。また、定期的に子ども一人ひとりと就寝前の個別相談の時間を設けたり、相談ポストを設置したりすることで、子どもの心情を受け止めている。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント> 毎月1回の面談支援に公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士・社会福祉士を配置しているほか、ケース会議への医師の参加や児童相談所と連携した支援など、心理的ケアに取り組んでいる。施設として、心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修や、外部の専門家からスーパービジョンを受ける機会を計画している。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント> 小中学校の教員とは定期的に情報交換している。笠原の子ども連絡協議会に参画するとともに、連絡ノート等で子どもの基礎学力や宿題の取組状況等を把握し、一人ひとりの必要に応じて学習支援を行っている。障害のある子どものために、特別支援学級への通学を支援している様子が確認できた。個室になっており、静かに落ち着いて勉強できる。</p>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
<p><コメント> 進路選択にあたっては、本人の希望を踏まえて十分に話し合っている。支援制度や奨学金等の仕組みを情報提供し、一緒に進路計画を考えている。子どもの自立支援のため、18歳を超えた以降も継続的な養育を行っている。進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制が構築されているが、継続的な支援が実施できないことがある。</p>		
A㉒	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p>		

<p>周辺地域の約 40 の企業で組織する子どもの就業を支援する会「みちしるべ」と連携し、職場体験を実施している。アルバイトや職場体験を通して、社会の仕組みやルール等を学ぶ機会を確保している。</p>		
<p>A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり</p>		
<p>A⑳</p>	<p>A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>児童相談所と連携した家庭訪問や面会、外出等を実施することで家族との関係調整に努めている。子どもに関係する学校、地域、施設等の行事について保護者等に参加や協力を呼びかけることができていない。</p>		
<p>A—2—(11) 親子関係の再構築支援</p>		
<p>A㉑</p>	<p>A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築のために、家庭支援専門相談員・児童指導員・保育士が児童相談所と連携・協働している。困難事例を抽出し課題を分析して自立支援計画書を作成しているが、家族からの拒否等様々な事情があり具体的な家族支援の取組が進んでいないケースがある。</p>		